



お客様第一の業務運営における 取組事例 (2021年度)

2022年6月30日
大和アセットマネジメント株式会社

【方針 1】 方針の策定・公表等	P.2
【方針 2】 お客様の最善の利益の追求	P.3
【方針 3】 利益相反の適切な管理	P.8
【方針 4】 手数料等の明確化	P.10
【方針 5】 重要な情報の分かりやすい提供	P.13
【方針 6】 お客様にふさわしいサービスの提供	P.16
【方針 7】 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等	P.20
Appendix: 「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係	P.23

【方針1】 方針の策定・公表等

取組方針

原則 1

大和アセットマネジメント株式会社は、大和証券グループが策定した「お客様第一の業務運営に関する基本方針」及び当社の業務分野に特化して策定した本方針に基づき、お客様の利益を第一に考えた業務運営に努め、その取組状況を定期的に公表します。

また、業務運営の継続的な向上を図るため、本方針を定期的に見直します。

取組状況の概要

原則 1
原則 1 -(注)

当社では2017年6月8日に「顧客本位の業務運営に関する原則」の趣旨に賛同し、本原則の受け入れに表明して以来、毎年取組事例を公表しております。

【方針2】お客様の最善の利益の追求

取組方針

原則2

お客様から託された資産を運用する者として、企業倫理、独立性を保持し、お客様に対して誠実かつ公正に業務を行っています。また、高度な専門的知識・技術に立脚して運用、リスク管理等を行うことで、お客様の最善の利益を追求しています。

取組状況の概要

原則2
原則2-(注)

当社は、お客様の最善の利益の追求のため、日々の業務運営において以下の点に注視しています。

職業倫理 大和証券グループの企業理念に加えて、当社独自の「Vision - ビジョン」、これを実現するための行動指針（羅針盤）を「Value - バリュー」として掲げ、すべてのステークホルダーの皆さまからの信頼や期待に応えてまいります。

高度の専門性 時代に即した運用哲学への刷新、あらゆるお客様に多様な運用商品を提供可能とするための運用体制、アカデミアと連携した最先端の運用戦略の導入など高度の専門性を活かしていきます。

誠実・公正な業務運営 大和証券グループ・当社とお客様の利益が相反した際のための利益相反管理規程、社外取締役がメンバーとなるFD*諮問委員会の設置などを通じた誠実・公正な業務運営を行っております。

各種研修による役職員への浸透 Client first, Quality No1会議、コンプライアンス研修を含む各種研修を通じてお客様の最善の利益を追求する業務運営を実現すべく役職員への継続した浸透の施策を実施しています。

*「フィデューシャリー・デューティー」の略



詳細は、下記をご参照ください

- + [企業理念](#)
- + [運用哲学・運用体制](#)
- + [利益相反管理方針（概要）](#)

【方針2】2021年度の取組み

1 投資家利益を意識したファンド組成と運営

原則2
原則2-(注)

2021年度から新たな取組みとして、ファンドのトータルリターンだけでなく投資家利益指標を注視することで、お客様の中長期的な資産形成に資する取り組みを行なってきています。

投資家利益額総計（億円、公募株式投信（除くETF））

年度	2010～ 2012	2011～ 2013	2012～ 2014	2013～ 2015	2014～ 2016	2015～ 2017	2016～ 2018	2017～ 2019	2018～ 2020	2019～ 2021
当社	13,113	16,820	27,187	10,325	9,637	424	8,265	▲ 2,189	13,552	18,837
(参考) 業界全体	95,162	131,056	228,406	80,313	79,432	7,280	74,588	▲ 22,630	142,631	177,628

※それぞれ3年間の累計。

※投資家利益額は以下のとおり算出

（投資家利益額）＝（期末の純資産総額＋期中の解約額合計＋期中の収益分配額合計＋期中の償還額合計）－（期初の純資産総額＋期中の設定額合計）

（出所）投資信託協会データより大和アセットマネジメント算出

当社代表ファンドのインバスターリターン

（2021年度末時点で運用期間5年以上の公募株式投信（除くETF、ラップ専用、DC専用）の残高上位5ファンド）

順位	ファンド名	純資産総額 (億円)	3年間（年率）		5年間（年率）	
			トータル リターン	インバスター リターン	トータル リターン	インバスター リターン
1	ダイワ・US－REIT・オープン（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジなし）	7,380	16.1%	16.1%	12.4%	12.5%
2	ダイワJ－REITオープン（毎月分配型）	3,927	4.8%	4.6%	5.7%	5.5%
3	ロボット・テクノロジー関連株ファンド－ロボテック－	2,559	22.2%	22.9%	17.0%	17.4%
4	ダイワ米国リート・ファンド（毎月分配型）為替ヘッジなし	2,414	15.9%	15.9%	12.3%	12.3%
5	ハイグレード・オセアニア・ボンド・オープン（毎月分配型）	1,512	4.2%	4.2%	2.1%	2.1%

※インバスターリターン（r）は以下のとおり算出

（期末の純資産総額）＝（期初の純資産総額）×（1＋r）＋（期中の設定額合計－期中の解約額合計－期中の分配額合計）×（1＋r/2）

【方針2】2021年度の取組み

2 学術アドバイザーの就任による運用の高度化の進展

原則2
原則2-(注)

中長期的に良好かつ持続可能な運用成果を上げることを目指し、運用の高度化に向けた各種取り組みを行っております。

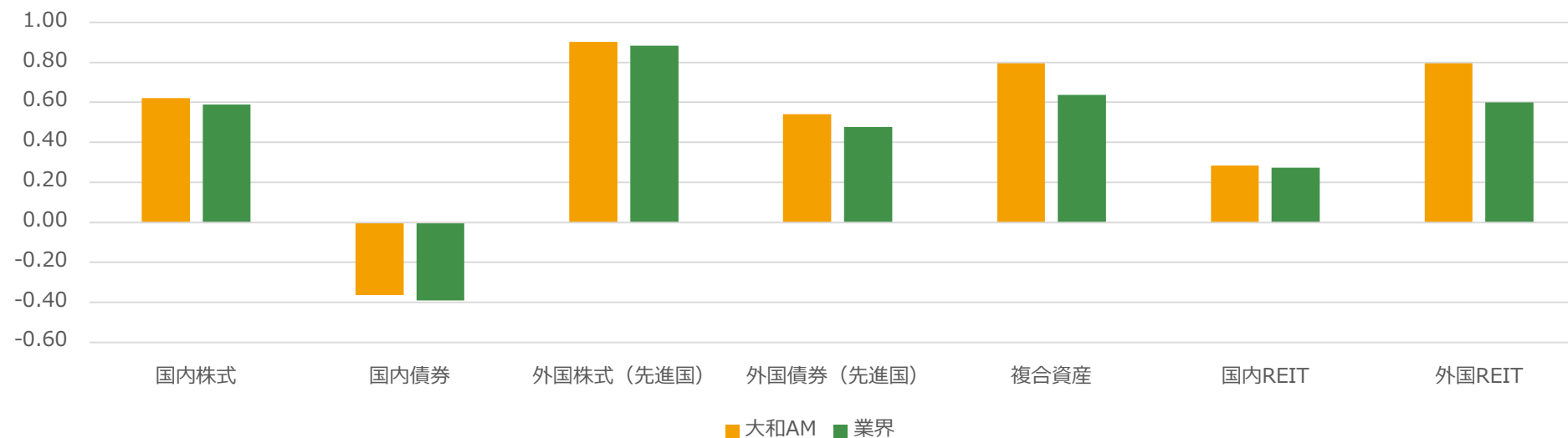
2021年度の取り組みとして、名古屋商科大学大学院の岩澤教授を学術アドバイザーとしてお迎えし、運用哲学にも掲げている行動経済学からみた運用組織の支援のあり方について提案をいただきました。岩澤教授のご助言等を受けて、心理的安全性に関する研修の実施、リサーチや運用のプロセスの改善、リスク管理やモニタリングの方法・体制の見直しを進めてきました。

3 運用力に関するKPI（アセット別残高加重シャープレシオ）

原則2
原則2-(注)

良質な運用実績の商品をより多くのお客様へ提供することを目指しています。

お客様の中長期の資産形成に資するべく、アセット別残高加重シャープレシオが業界平均を上回るよう継続的に努めています。



※1 三菱アセットブレインズの分類に基づく

※2 2022年3月末時点での3年シャープレシオを集計

【方針2】2021年度の取組み

4 責任投資、ESG、議決権行使への取組み

原則2
原則2-(注)原則7
原則7-(注)

当社は、2006年5月に「国連責任投資原則（PRI）」に署名し、企業等のESGに対する取組みを、中長期的な成長力拡大とリスク低減の両面につなげるものと捉え、投資判断に活用しています。2020年1月には、当社のESGに対する考え方を明確化した「ESG投資方針」を公表しました。受益者、および企業等とともにインベストメントチェーンの一翼を担うにあたって、ESGの要素を重視した取り組みを行います。

また、当社は2014年5月に「日本版スチュワードシップ・コード」の受け入れを表明した後、同コードの改訂に伴い2020年9月には受け入れ表明を更新し、継続的かつ積極的にスチュワードシップ責任を遂行するとともに取組み内容の深化にも努めています。当社のスチュワードシップ活動に対する基本的な考え方は「スチュワードシップ活動に関する基本方針」に示されています。なお、エンゲージメントの状況（方針、態勢、テーマ別件数等）をはじめとしたスチュワードシップ活動の詳細は、「スチュワードシップ・レポート」において毎年公表しています。

■ 議決権行使方針（国内株式）の見直し

当社は、当社の議決権行使方針を多くの方々に理解していただくべく、その詳細を公表しています。また、投資先企業との『建設的な対話』にて得られた知見や、コーポレート・ガバナンス等に関する状況の変化に対応すべく、随時、当方針の見直しを行っております。

2021年度においては女性役員に関する基準の対象企業拡大、社外取締役に関する基準等を変更しました。女性役員に関する基準は、エンゲージメントを通じて積極的な取組み等が確認できたことから、2022年6月の一部改訂において対象企業を拡大しています。

詳細は、下記をご参照ください

- + [ESG投資について](#)
- + [スチュワードシップ活動に関する基本方針](#)
- + [スチュワードシップ・レポート2021](#)

詳細は、下記をご参照ください

- + [議決権の行使に関する方針（国内株式）](#)
- + [議決権行使方針（国内株式）の見直しおよび検討課題について](#)
- + [議決権の行使に関する方針（外国株式）](#)

■ ESGに関する研修・情報交換

当社は、全役職員を対象とし、資産運用会社が取り組むべきスチュワードシップ活動やESG全般に関しての知見の共有や特定のテーマのアップデートを目的とした社内研修を実施しています。2021年度は、当社のスチュワードシップ活動への理解を深める研修も含め、計7回の研修・勉強会を実施しました。

また、当社は投資先企業との対話の中で、投資先企業がESGに関する適切な開示方法や情報収集に苦労しているという事を把握したことから、投資先企業同士のESGへの取組みに関する情報・意見交換の会を開催しています。2021年2月の第1回では「ジェンダーダイバーシティ」をテーマに、2022年5月の第2回では「人的資本」をテーマに開催しました。



【方針2】2022年度の行動方針

投資家利益を意識したファンド組成と運営

原則2
原則2-(注)

2021年度から新たな取組みとして、ファンドのトータルリターンだけでなく投資家利益指標を注視することで、お客様の中長期的な資産形成に資するプロダクトの組成と運営を強化してきました。2022年度は商品性の見直しなどファンドのクオリティ維持に資する検証プロセスの強化などを組織的に行なうなど、更にその取組みを強化していく予定です。

【方針3】 利益相反の適切な管理

取組方針

原則3

「利益相反管理方針」を策定し、利益相反の可能性がある取引等を管理しています。特に議決権行使に関しては、「スチュワードシップ責任に対する当社の取り組み方針」及び「議決権の行使に関する方針」に基づき管理しています。

取組状況の概要

原則3
原則3-(注)

原則5-(注1)

当社は、資産運用業務を行うにあたっては、当社または大和証券グループ各社とお客様との間で利益相反が生じる可能性があることに留意した上で、利益相反の可能性がある取引等を適切に管理する体制を整備し、お客様の利益が不当に害されることを防止することを目的に「利益相反管理方針」を策定しており、その概要を公表しています。

特に、スチュワードシップ活動については、経営と運用の分離の観点から、CIO（チーフ・インベストメント・オフィサー、最高投資責任者）の統轄の下、スチュワードシップ活動に関わる運用本部の関係者で構成される「スチュワードシップ委員会」での審議を経て、組織的に運営しております。また、スチュワードシップ活動の利益相反管理を徹底するため、委員長及び構成員の半数以上を社外取締役とする「スチュワードシップ監督委員会」を設置しています。

また、ファンド運営におけるガバナンス強化を目的として、委員長及び構成員の過半数を社外取締役とする「FD諮問委員会」を設置しています。「FD諮問委員会」は、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会から諮問された委員会であり、ファンド運営における独立性の高い牽制機能を有しております。

 詳細は、下記をご参照ください

+ [利益相反管理方針（概要）](#)

【方針3】2021年度の実施と2022年度の行動方針

2021年度の実施と2022年度の行動方針

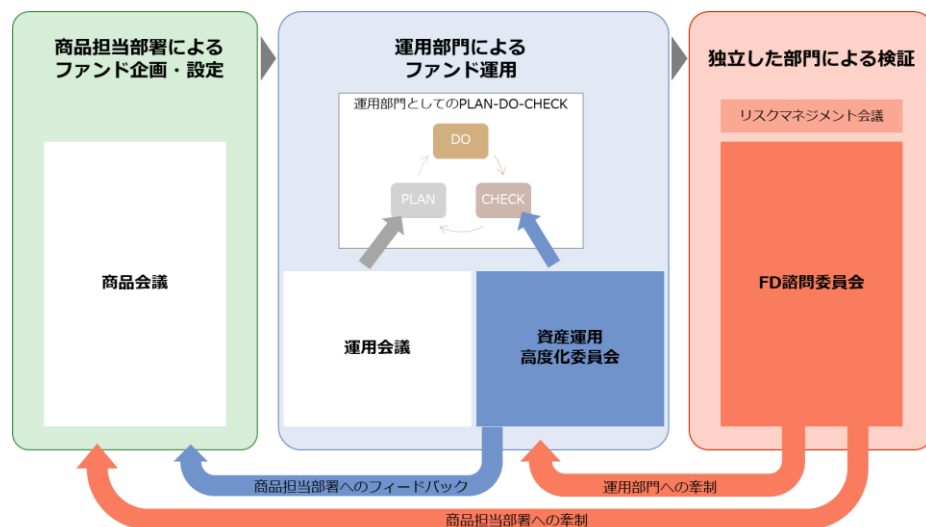
原則3

当社は、利益相反の発生の可能性について把握し、利益相反の可能性がある場合には利益相反を適切に管理するために、「利益相反管理方針」を策定し、その概要を公表しています。特に、スチュワードシップ活動におけるガバナンス強化・利益相反管理の一層の充実のため、委員長及び構成員の過半数を社外取締役とする「スチュワードシップ監督委員会」を設置しています。2021年度は、スチュワードシップ監督委員会を3回開催しました。

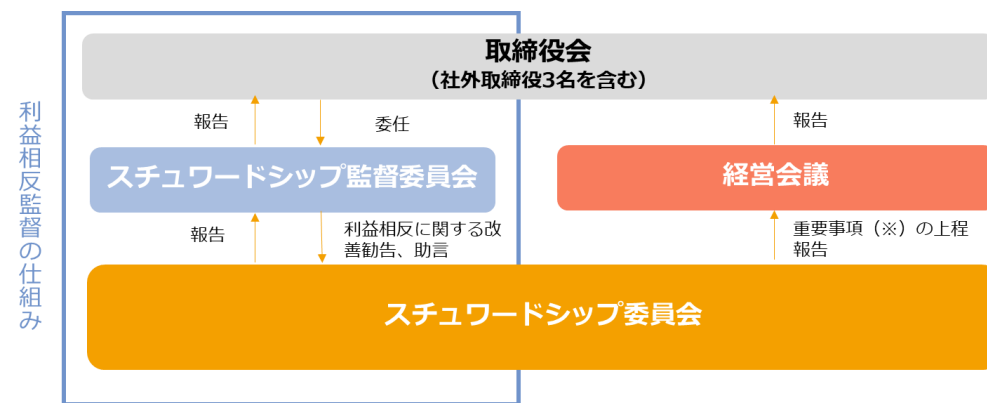
また、ファンド運営におけるガバナンス強化を目的として、委員長及び構成員の過半数を社外取締役とする「FD諮問委員会」を設置しています。2021年度は、FD諮問委員会を4回開催しました。

これらの会議体の設置とともに、2021年4月1日付で社外取締役を3名に増員しております。2022年度も引き続き下記のガバナンス体制のもと、お客様の最善の利益の追求に努めてまいります。

■ ファンド運営におけるガバナンス体制



■ スチュワードシップ活動におけるガバナンス体制



※ スチュワードシップ活動に関する各種イニシアティブへの賛同

【方針4】手数料等の明確化

原則4

取組方針

運用管理費用（信託報酬）やその他の費用の水準及びこれらがどのようなサービスの対価であるかについて、分かりやすく開示しています。

原則4

取組状況の概要

当社は、投資信託説明書（目論見書）において、お客様にご負担いただく運用管理費用やその他の費用について、費用の水準及びどのようなサービスの対価に関するものを、分かりやすく開示しています。また、投資対象、投資方針、投資リスク等の金融商品・サービスの特性に関する情報も記載しています。また、運用報告書において、目論見書に記載した項目のうち運用管理費用が実際にどの程度かかったかを分かりやすく開示しています。

上記のほか、「ユニバーサルデザインフォント」の採用など、お客様にとって見やすく、親しみやすいデザインを心掛けており、今後ともより分かりやすい情報提供に努めてまいります。

【方針4・5】2021年度の取組み

1 法定書類、販売用資料等での費用の内容の開示

原則 4

原則 5
原則 5-(注1)(注3)(注5)

投資信託説明書（目論見書）や販売用資料など各種ツールにて、想定される利益や損失その他のリスク、取引条件のほか、お客様にご負担いただく運用管理費用やその他費用について、費用の水準及びどのようなサービスの対価に関するものかについて、分かりやすい開示に努めております。

また、「ユニバーサルデザインフォント」の採用など、お客様にとって見やすく、親しみやすいデザインを心掛けており、今後ともより分かりやすい情報提供に努めてまいります。加えて、販売用資料や動画でお客様ご自身でご利用されても分かりやすいツールを提供するとともに、お客様に接する販売員の方々向けにも充実した資料の提供、フォローアップを行う事で常に改善をはかっていきます。

投資信託説明書（目論見書）の例

手続・手数料等

ロボット・テクノロジー関連株ファンド ―ロボテック―

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率（上限）3.3%（税抜3.0%） 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

料率等	費用の内容
運用管理費用（信託報酬）	年率1.2375%（税抜1.125%） 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
配分（税抜）（注1）	委託会社 年率0.35% 販売会社 年率0.75% 受託会社 年率0.025% 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
投資対象とする投資信託証券	年率0.5775%（税抜0.525%） 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
実質的に負担する運用管理費用	年率1.815%（税込）程度 投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
その他の費用・手数料	（注2） 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

（注1）「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を定めた額が加算されます。
（注2）「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前の上限額等を示すことができません。
※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、予めご確認ください。

投資信託をご購入いただく際、運用期間中にかかる費用の水準を記載しております。また、それぞれの費用が何の対価なのかの説明も記載しております。

加えて、投資対象ファンドを活用した場合には、投資対象ファンドの運用管理費用の水準とその水準を合算したファンド全体での費用も開示しております。

運用報告書の例

ロボット・テクノロジー関連株ファンド ―ロボテック―

1万口当りの費用の明細

項目	当期 金額	比率	項目の概要
信託報酬	110円	0.617%	信託報酬＝当期中の平均基準価額×信託報酬率 当期中の平均基準価額は17,753円です。
（投 信 会 社）	(34)	(0.192)	投信会社は、ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、法定書面等の作成等の対価
（販 売 会 社）	(73)	(0.411)	販売会社は、運用報告書等各種書類の送付、口座内での各ファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
（受 託 会 社）	(2)	(0.014)	受託会社は、運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価
売買委託手数料	—	—	売買委託手数料＝当期中の売買委託手数料／当期中の平均受益権口数 売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料
有価証券取引税	—	—	有価証券取引税＝当期中の有価証券取引税／当期中の平均受益権口数 有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金
その他の費用 （監 査 費 用）	0 (0)	0.000 (0.000)	その他費用＝当期中のその他費用／当期中の平均受益権口数 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
合 計	110	0.617	

（注1）「運用報告書の費用」は、有価証券の売買にかかるものは消費税を含む。但し、原則として受益権口数に課税があるため、項目の概要の欄に記載した金額は、消費税を控除した金額である。
（注2）各金額は項目ごとに円未満を四捨五入してあります。
（注3）各比率は1万口当りのそれぞれの費用金額を当期中の平均基準価額で除して100を乗じたもので、小数点第3位未満を四捨五入してあります。
（注4）組み入れているマザーファンドがある場合、売買委託手数料、有価証券取引税およびその他費用は、当該マザーファンドが支払った金額のうち、このファンドに対応するものを含まず、組み入れている投資信託証券（マザーファンドを除く。）がある場合、各項目の費用は、当該投資信託証券が支払った費用を含みません。なお、当該投資信託証券の最近の計算期末時点における「1万口当りの費用の明細」が取得できるものについては「組入上位ファンドの概要」に表示することとしております。

運用報告書では、運用実績のサマリーに加えて、目論見書で記載した項目のうち費用が実際に1万口当たりどの程度かかったかの金額と比率を開示しております。加えて、監査費用やその他でかかった費用も開示・報告をしています。

【方針4】2021年度 of 取組みと2022年度の行動方針

2 インデックスファンドの信託報酬見直しについて

原則4

当社は、お客様に提供するサービスの対価を分かりやすくすること等を目的に、同一チャネル向け同一ベンチマークのインデックスファンドにおける信託報酬の見直しを実施しております。お客様本位の観点から、引き続き運用管理費用（信託報酬）やその他の費用の水準及びこれらがどのようなサービスの対価であるかについて、分かりやすく開示して参ります。



詳細は、下記をご参照ください

- + [信託約款変更のお知らせ（ミリオン（従業員積立投資プラン））](#)
- + [信託約款変更のお知らせ（トピックス・インデックスファンド）](#)
- + [信託約款変更のお知らせ（ストック インデックス ファンド225）](#)
- + [信託約款変更のお知らせ（大和 スtock インデックス 225 ファンド）](#)
- + [ETF（上場投資信託）の信託報酬および費用負担に関する包括的見直しについて](#)

原則4

インデックスファンドの信託報酬見直しの継続

当社ではETFやミリオンなど、同一チャネル向け同一ベンチマークのインデックスファンドの信託報酬統一を進めてまいりました。2022年度においても引き続き、販売会社、受託会社、運用管理機関など関係者と協議のうえ、信託報酬率の適正化に向けて取り組んでまいります。

【方針5】 重要な情報の分かりやすい提供

取組方針

原則 5

分かりやすさに留意して、投資対象、投資方針、投資リスク（運用成果の変動要因）等の金融商品・サービスの特性に関する情報を提供しています。特に、より重要な情報についてはお客様の注意を促し、複雑な又はリスクの高い金融商品・サービスにおいては、リスクと損益の関係などの基本的な構造に関する情報を、より丁寧にお伝えするよう努めています。

取組状況の概要

原則 5
原則 5-(注1)(注3~5)

原則 6 -
(注1) (注5)

当社はすべての投資信託の販売用資料において、投資信託協会の定める諸規則ならびに資料作成にあたっての留意事項を定めた社内ルールに基づいて作成しており、想定される利益や損失その他のリスク、取引条件などをもれなく記載しています。

加えて、当社が商品組成会社・運用会社として想定する顧客などを販売会社を通じてお客様へ分かりやすくお伝えすべく、こうした情報を多くのファンドの販売用資料に記載するよう取り組んでいます。

当社では、投資信託の投資対象資産、投資対象国・地域に加えて投資手法などの商品性格に応じ、質・量両面から適切な情報提供を行っております。

例えば、クオンツ分析を活用したルール型運用を行う商品では、想定される挙動や、当初想定と異なる挙動を示しうるケースについて、イメージ図を多用する等分かりやすい資料を通じて、丁寧な情報提供に取り組んでいます。

また、オルタナティブ資産のように馴染みの薄い資産クラスについては、海外動向等も交えながら詳細な解説ならびにリスク事項の記載に努めております。

原則 5
原則 5-(注1)(注3~5)

(商品性の図解例)



当戦略が効果を発揮しづらい局面① ～実際のケース～

では、実際に当戦略が効果を発揮しづらい、ポジション構築後に株価トレンドが反転したケースを見てみましょう。

2022年1月24日の実際の値動き

判定ポイントを通じた後、急激な
上昇トレンドへ転換

買い基準値
売り基準値

下落トレンドが発生

ポイント① 売建て -100%
ポイント② 売建て -100%
ポイント③ 売建て -100%

1月18日 1月19日 1月20日 1月21日 1月22日 1月23日 1月24日

S&P500
実値株価

売建ポジション構築後、上昇トレンドへ転換したため、
当戦略は一日で9.9%下落しました。

ポジション判定

米国の金融引き締めの影響が強いとみられるテクノロジー株を中心に下落トレンドが発生

最大の300%の売建ポジションを構築

当戦略のパフォーマンス

株価は一時約4%の下落に達した後、買い戻しや押し買い等により急激な上昇トレンドへ転換

大きな売建ポジションを構築していた為、単日で9.9%下落

テーマレバレッジ EV 24

ファンドデータ

当ファンドの組入資産の内容

■組入上位銘柄

銘柄名	通貨	比率
Vault Investments PLC 2026/7/10	日本・円	84.5%
組入銘柄数	1銘柄	

直接的な組入れは1銘柄のみだが、 実質組入れ先についても記載

ポートフォリオについて

(2021.4.12 ~ 2022.3.26)

運動債券への投資を通じて、日本を含む世界の株式の中から「EV（電気自動車）」関連株式に億円相当の純資産総額の2倍相当額を投資を行いました。「EV（電気自動車）」テーマに関連すると考えられる企業を選定し、各銘柄のテーマ関連事業の売上高やテーマ関連事業売上高の総売上占比める比率の見直し、テーマ関連銘柄としての代表性などを考慮して、ポートフォリオを構築しました。

(注) 実質組入上位銘柄

銘柄名	通貨	比率 (%)
Tesla Inc.	アメリカ・ドル	13.4
On Semiconductor Corp.	アメリカ・ドル	10.9
Contemporary Amperex Technology Co Ltd	中国・元	9.9
KOP Semiconductor NV	アメリカ・ドル	8.6
Albemarle Corp.	アメリカ・ドル	8.6
Analog Devices Inc.	アメリカ・ドル	8.5
EVCO Co Ltd	中国・元	7.1
CFM Co Ltd	中国・元	7.1
Grifone Química y Minería de Chile SA	アメリカ・ドル	6.8
Carifera Uranium Co Ltd	中国・元	6.8

(注) 比率は2022年3月26日現在の実質資産総額に対するものとする。

[illegible]

原則 4

原則 5
原則 5-(注1~5)

原則 6
原則 6-(注1~4)

 **All Challenges***for***All Investors**

【方針4・5】2022年度の行動方針

1 法定書類、販売用資料等各種ツールにおける継続した改善

投資信託説明書（目論見書）や販売用資料など各種ツールにて、お客様にご負担いただく運用管理費用やその他費用について、費用の水準及びどのようなサービスの対価に関するものかについて、引き続き分かりやすく開示していきます。

また、当社では、投資信託そのものをご理解いただくための資料として「よくわかる基礎シリーズ」（右図）をご用意しており、お客様にご負担いただく費用等に関しても当資料で分かりやすく解説しています。こうした資料では特に、どなたでも分かりやすい資料となるよう、お客様や販売員など様々なお声を反映しながら継続的な改善に努めています。

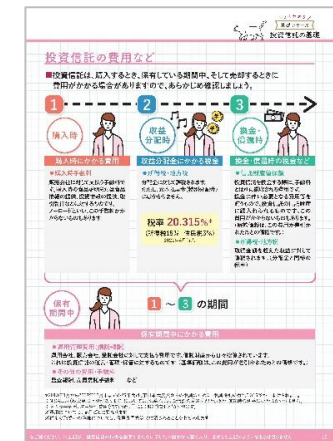
上記に加えて、当社ウェブサイト上でも「資産形成の基礎」として様々なコンテンツをご提供しております。

+ [資産形成の基礎（当社ウェブサイト）](#)

原則4

原則5
原則5-(注1)(注3~5)

原則6
原則6-(注5)



2 重要情報シートにおける情報提供の更なる強化

重要情報シートを利用する販売会社が増加するとともに対象となる商品も増えていくことから、各販売会社においてより分かりやすい重要情報シートへの取り組みが加速していくものと考えられます。2022年度も引き続き、お客様にとって当社の商品が分かりやすく、各業法の枠を超えて多様な商品との比較が容易となるよう、当社の商品を取り扱う販売会社と協力して、重要な情報を提供する体制を整備してまいります。

原則4

原則5
原則5-(注1~5)

原則6
原則6-(注1~4)

【方針6】お客様にふさわしいサービスの提供

取組方針

原則6

幅広いお客様に当社の投資信託商品を選んでいただけるよう、様々な投資目的等に適合した投資信託商品を開発します。

また、新たな投資機会や資産形成におけるソリューションを提案するとともに、当社が行う運用についてお客様に深く理解していただき、共感していただけるよう積極的に情報を提供します。

取組状況の概要

原則6
原則6-(注4)

当社は、販売会社・投資家への需要調査などから、お客様のその時々ニーズを把握することに努め、様々な投資目的にかなう幅広い商品ラインナップの提供、そしてそれらのパフォーマンスの向上に努めております。

新ファンドの企画・開発時は、取締役社長を議長とする商品会議での承認を受けて商品提案・組成を進めています。同会議においては、ファンド概要、期待リターン、運用・調査体制、リスク審査体制、インフラ整備に加えて、新ファンド検討の背景、ビジネスプラン、収益性、類似ファンドがある場合はそれとの比較・競争力等を審議しております。

【方針6】2021年度の取組み

1 新たな投資機会の提供

原則 6

テーマ型ETFビジネスにおいて先進的な商品作りで実績を有する米国運用会社と2019年に設立したGlobal X Japan株式会社は、2021度12本のETFを東京証券取引所に上場し、お客様への新たな投資機会の提供を推進しております。

また、ポートフォリオ全体でカーボンゼロを目指すファンドや、従来個人投資家によるアクセスが難しかったベンチャーキャピタルへの投資機会創出など、お客様の長期資産形成に資する新たな投資ソリューションを実現して参りました。

Global X Japanが新規設定したETF (2021年度)

銘柄コード	名称 (略称)
2638	グローバルX ロボティクス&AI
2639	グローバルX バイオ&メドテック
2640	グローバルX ゲーム&アニメ
2641	グローバルX グローバルリーダーズ ESG
2644	グローバルX 半導体関連
2645	グローバルX レジャー&エンターテインメント
2646	グローバルX メタルビジネス
2836	グローバルX フィンテック
2837	グローバルX 中小型リーダーズ ESG
2847	グローバルX 新成長インフラ
2848	グローバルX MSCI 気候変動対応
2849	グローバルX Morningstar 高配当 ESG

脱炭素社会実現に貢献するソリューションを 提供する企業に投資



VCへの投資機会の提供



【方針6】2021年度の取組み

2 情報提供機会の充実

原則6 -
(注1)(注5)

2020年度に続き、コロナ禍における充実した情報提供の取組みとして弊社HP上での動画配信を継続して参りました。

また、投資信託そのものへの理解を深めていただくための資料や、投資に関わる国内外の様々なトピックをご理解いただくためのコンテンツの提供も行っております。

オンライン情報提供

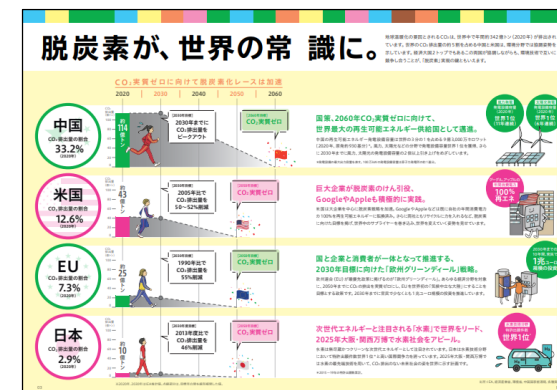
動画：投資環境見通し（為替・マーケット）



動画：ファンドの運用状況と見通し



投資に関わるトピックを紹介する情報提供資料



【方針6】2022年度の行動方針

1 ラップおよびETFビジネスの強化

原則6

2020年度に新設したラップ・ETFビジネス部では、拡大が期待されるETFビジネス、そして年々重要性を増すファンドラップやSMAビジネスの専門部署として、お客様の多様なニーズにお応えできるよう魅力的な商品・ソリューションの提供や営業活動を推進していきます。

2 オルタナティブ商品の提供力強化

原則6

投資信託による非上場企業への資金供給に関する市場制度ワーキンググループの議論の動向に配慮しつつ、伝統的資産に囚われない幅広い投資機会の研究開発を通じて、お客様の資産運用に貢献できる投資ソリューションの提供を目指します。今では資産クラスとして馴染み深いものとなったREITの様に、将来にわたりご愛顧頂けるソリューションの創出に取り組んでまいります。

3 情報提供機会の充実

原則6 -
(注1) (注5)

様々な投資目的に適合した投資信託商品を開発するとともに、当社が行う運用についてお客様に深く理解していただき、共感していただけるよう、コロナ禍を機に開始した、マーケット情報や投資環境見通しに関する動画配信などの新しい情報提供は、2022年度も引き続き充実させてまいります。



詳細は、下記をご参照ください

+ [マーケット情報](#)

4 投資教育への取り組み

原則6

大和証券グループでは日本社会のこれからを担う若者たちに向けて、様々な形での学習協力を行っています。

2021年度も昨年に引き続き、中学生向けにZoomを活用した出張授業を実施しました。「これからの時代の個人と社会を豊かにする投資信託」というコンセプトでファンド案を作成してもらい、当社のファンドマネージャー経験者等からフィードバックを行いました。運用会社の現役社員による授業は好評を博し、生徒たちに金融や投資信託に対する理解を深めていただくことができました。

将来の投資家である若者たちに向けて、2022年度も各地の中高生を対象とした経済金融教育の取り組みを推進していきます。

【方針7】従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

取組方針

原則2

原則7

お客様第一の業務運営の継続的な向上を図るために、経営方針・経営計画を策定し、その達成をめざしています。また、個々の役職員が自らの業務分野でお客様の利益の極大化に貢献するよう、報酬・業績評価体系の最適化を図っています。

こうした動機づけのほか、何よりもお客様に信頼していただくことを誇りとする企業文化をこれからも大切にしていきます。

取組状況の概要

原則2

原則7

当社は企業理念として、ステークホルダーからの揺るぎない信頼獲得に向け受け継がれてきた「大和証券グループの企業理念」を企業文化の根幹に据え、役職員が一丸となってめざす未来を「Vision - ビジョン」、これを実現するための行動指針（羅針盤）を「Value - バリュー」として掲げています。

当社は、運用会社としてフィデューシャリー・デューティーを果たすために、全役職員に対し、これらの企業理念の浸透と、お客様第一の業務運営の重要性やそのために当社が掲げる各種方針・施策の周知徹底、法令諸規則の遵守や情報セキュリティ等へのマインド向上のため、定期・不定期の研修等の取組みを継続的に行っています。



詳細は、下記をご参照ください

+ [企業理念](#)

【方針7】2021年度の取組み

1 お客様第一を徹底するための取組み

原則2

原則7
原則7-(注)

当社は、本当の意味での顧客本位を実践する運用会社になるためには、まず全ての役職員がフィデューシャリー・デューティーを理解し、意識して実践していくことが重要と考えています。業務の中で常にフィデューシャリー・デューティーの視点を持ち一人一人が考え実践していけるよう、動画による定期的な社内研修を2021年度に開始しました。研修時にはアンケートを実施し、研修による役職員の意識の変化等をモニタリングするほか、今後の業務運営へ活かすべく役職員の実務に基づいた意見を吸い上げて、適宜フィードバックを行っています。

また、大和証券グループではグループ統一の取組みとして「お客様第一を徹底するためのクオリティNo.1会議（CQ1会議*）」を実施しています。当社においても全役職員を対象に、当社のビジョンと行動指針（バリュー）や、経営方針、行動計画（アクションプラン）への理解を深め顧客マインドを浸透させるための機会としています。

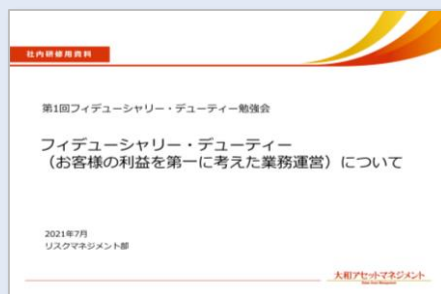
*Client first, Quality No1会議

「お客様第一の業務運営」「ビジョン&バリュー」の関係性と2021年度の取組み

フィデューシャリー・デューティーの浸透と実践のための取組み

◆ FD動画研修

- ・ フィデューシャリー・デューティー（FD）への理解を深めることを目的とした研修
- ・ FDの定義やFDが求められている背景といった基礎的な事項だけでなく、各部署や他社の取組事例等を動画で学習
- ・ 対象：全役職員



より良い資金循環 資本市場の活性化・国民の安定的な資本形成



Vision ・ ビジョン
わたしたちがめざす未来

All Challenges
for All Investors

Value ・ バリュー
わたしたちの行動指針

大和アセットの役職員ひとりひとりが常に胸に抱き行動し、
そして組織として実行をお約束する6つの指針

お客様第一の業務運営（FD）の実践

当社のビジョンとバリューの浸透と実践のための取組み

◆ CQ1/オルチャレ会議

- ・ お客様第一の業務運営を徹底し当社ビジョンを達成するために、各部の業務においてどのようなことを実践していきたいか、部単位で議論し、決意表明。決意表明は全社に展開。
- ・ 対象：部署ごとに実施

◆ インプットDAY

- ・ 外部講師を招き、当社ビジョン・バリューの浸透・実践に資するテーマで講演会を実施
- ・ 対象：全役職員

【方針7】2021年度 of 取組みと2022年度の行動方針

2 コンプライアンスに対する取組み

原則2

原則6-(注5)

原則7

当社は、全ての役職員が資産運用の専門家としての責任を自覚し忠実義務及び善管注意義務を遵守すべく、法令諸規則等違反を防止するための体制整備と役職員を対象としたコンプライアンス研修について、年度ごとに実践計画を定め実施しています。コンプライアンス研修においては、コンプライアンス所管部門による階層別・職務別等の通期研修のほかに、各部室の業務内容に合わせたテーマで行う各部コンプライアンス研修を実施しています。

2021年度は「デジタルを活用したインバウンド型リスク管理態勢の確立」をテーマとして、①自律的なリスク管理意識の醸成、②アウトバウンド（研修）/インバウンド（自発的学習）を組み合わせた知識習得支援、③支援・牽制機能強化のための体制整備と、大きく3点の施策を実施しました。特に自発的学習の支援においては、マニュアルの動画版や各種研修用動画などの動画コンテンツの作成や、コンプライアンス所管部門に蓄積されている様々なテーマでのコラムや頻度の高い質問事項の整備を実施。検索性を高めオンラインで全社に共有することにより、役職員が自ら知識を習得しやすい体制を整えました。

3 高い専門性を有する人材の育成と制度の充実

原則2

原則6-(注5)

原則7

お客様本位に根差した付加価値の高いソリューションと新たな価値の提供のため、高度な専門的知識・技術を有する人材の育成・確保と、その能力の向上に努めています。

2021年度には、近年の商品の複雑化によって商品開発領域においてより高度な専門性が求められていることや業界における高度金融人材の流動化加速を背景として、総合職の専門職制度を見直しを行い、従来は運用業務に限定していた専門職制度を他部門にも拡大しました。

資格取得の支援も積極的に行っています。公益社団法人日本証券アナリスト協会の証券アナリスト資格の社内保有者は、2021年度末で308名（うち2021年度資格取得者15名）となっています。また2021年度より、データドリブンな企業文化への変革に向けたデータ分析スキルの向上への取組みとして、関連資格の取得推進と分析スキル向上のための研修プログラムを開始・導入しました。当研修プログラムには既に社員数の1割を超える人数が参加しており、新卒入社1年目の若手から50代以上のベテランまで、幅広い立場・年齢層の社員がデータ分析スキルの向上に取り組んでいます。

2022年度の行動方針

原則2

原則7
原則7-(注)

2022年度も、FD動画研修、CQ1/オルチャレ会議、コンプライアンス研修といった各種研修の取組みを通じ、当社のビジョン・バリューの浸透を通じたお客様第一の徹底と、自律的なコンプライアンス意識の醸成に引き続き取り組んでまいります。

また、お客様本位に根差した付加価値の高いソリューションと新たな価値の提供のため、運用に限らず当社のサービスを支えるあらゆる部門において、高度専門人材の育成・確保に取り組んでまいります。

| Appendix

「顧客本位の業務運営に関する原則」 との対応関係

「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係

顧客本位の業務運営に関する原則		当社取組方針・取組状況との対応関係
原則 2	金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	- 方針 2 において、資産運用会社として、企業倫理、独立性を保持し、お客様に対して誠実かつ公正に業務を行う旨を掲げております。同時に、高度な専門性に立脚した運用・リスク管理等によるお客様の最善の利益の追求を掲げております。 - 方針 7 において、こうした業務運営を役職員に対して動機づけると共に、企業文化の醸成を掲げております。
(注)	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。	- 当社収益はお客様からお預かりした運用資産額と連動するものであり、お客様の最善の利益の追求は即ち当社収益の確保を意味します。 - お客様の最善の利益の追求のための取組みは、方針 2 の取組状況に記載しております。
原則 3	金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。	方針 3 において、利益相反の可能性のある取引等の管理方法について掲げております。
(注)	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 - 販売会社が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から、委託手数料等の支払を受ける場合 - 販売会社が、同一グループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合 - 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	- 方針 3 に掲げる「利益相反管理方針」において、当社が管理の対象とする利益相反の可能性のある取引等を、「当社が業として行う金融商品取引行為であって、当社または大和証券グループ各社と顧客との間で利害が対立する可能性のある取引等」と定めています。 - また、原則として以下の方法またはその組み合わせにより利益相反の可能性のある取引等を管理しております。 ① 運用・調査業務における経営意思決定機関からの独立性を確保する方法 ② 運用部門とトレーディング部門の分離によって相互に牽制する方法 ③ 社内規則によって取引条件の変更または取引の中止をする方法 ④ システムによる監視をする方法 ⑤ 意思決定プロセスを整備する方法 ⑥ 利益相反管理統括責任者または利益相反管理統括部室によって監督する方法 ⑦ 利益相反状況をお客様へ開示する方法
原則 4	金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。	- 方針 4 において、手数料等の明確化の方針について掲げております。 - お客様が負担する費用に関する分かりやすい開示への取組みは、方針 5 の取組状況に記載しております。

「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係

顧客本位の業務運営に関する原則		当社取組方針・取組状況との対応関係
原則 5	金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則 4 に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	方針 5 において、重要な情報の分かりやすい提供について掲げております。
(注 1)	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 - 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益（リターン）、損失その他のリスク、取引条件 - 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として想定する顧客属性 - 顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由（顧客のニーズ及び意向を踏まえたものであると判断する理由を含む） - 顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合には、その具体的内容（第三者から受け取る手数料等を含む）及びこれが取引又は業務に及ぼす影響	- 方針 5 を受けた、金融商品・サービスの基本的な利益、損失その他のリスク、取引条件と想定顧客層などについて取組状況と今後の方針についてまとめております。 - 方針 5 を受けた、情報提供の質と量による棲み分けと重要な情報の分かりやすい提供について取組状況と今後の方針についてまとめております。 - 利益相反に関しては、方針 3 に掲げる通り、当社または大和証券グループ各社とお客様との間で利益相反が生じる可能性のある取引等の管理方法等を定めた「利益相反管理方針」を策定するとともに、その概要を公表しております。
(注 2)	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである（(注 2)～(注 5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ）。	方針 5 を受けた、情報提供の質と量による棲み分けと重要な情報のわかりやすい提供について取組状況と今後の方針についてまとめております。
(注 3)	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	- 方針 5 を受けた、金融商品・サービスの基本的な利益、損失その他のリスク、取引条件と想定顧客層などについて取組状況と今後の方針についてまとめております。 - 方針 5 を受けた、情報提供の質と量による棲み分けと重要な情報の分かりやすい提供について取組状況と今後の方針についてまとめております。
(注 4)	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かりやすく行うべきである。単純でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には簡潔な情報提供とする一方、複雑又はリスクの高い商品の販売・推奨等を行う場合には、顧客において同種の商品の内容と比較することが容易となるように配意した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁寧な情報提供がなされるよう工夫すべきである。	同上
(注 5)	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	同上

「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係

顧客本位の業務運営に関する原則	当社取組方針・取組状況との対応関係
原則 6 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	- 方針 6 において、幅広いお客様に当社の投資信託商品を選んでいただけるよう、様々な投資目的等に適合した投資信託商品を開発する旨を掲げております。 - 方針 6（取組状況の概要）において、販売会社・投資家への需要調査などから、お客様のその時々ニーズを常に把握することに努め、様々な投資目的にかなう幅広い商品ラインナップの提供、そしてそれらのパフォーマンスの向上に努めている旨を掲げています。
(注 1) 金融事業者は、金融商品・サービスの販売・推奨等に関し、以下の点に留意すべきである。 - 顧客の意向を確認した上で、まず、顧客のライフプラン等を踏まえた目標資産額や安全資産と投資性資産の適切な割合を検討し、それに基づき、具体的な金融商品・サービスの提案を行うこと - 具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容（手数料を含む）と比較しながら行うこと - 金融商品・サービスの販売後において、顧客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行うこと	- 方針 5 を受けた、金融商品・サービスの基本的な利益、損失その他のリスク、取引条件と想定顧客層などについて取組状況と今後の方針についてまとめております。 - 同時に、方針 6 に関連して、販売会社が最終受益者の方々に対し適切なフォローアップができるよう、情報提供機会の充実に取り組んでおります。
(注 2) 金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	方針 5 を受けた、情報提供の質と量による棲み分けと重要な情報のわかりやすい提供について取組状況と今後の方針についてまとめております。
(注 3) 金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においてそれに沿った販売がなされるよう留意すべきである。	同上

「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係

顧客本位の業務運営に関する原則		当社取組方針・取組状況との対応関係
原則 6	(続き)	
(注 4)	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループに対して商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の属性に応じ、当該商品の販売・推奨等が適当かより慎重に審査すべきである。	- 方針 6 に関連して、新ファンドの企画・開発時は、商品会議での承認を受けて商品提案・組成を進めている旨を掲げています。 - 例えば、複雑性投信に該当するような商品やリスクの高い商品の開発検討にあたっては通常の商品以上に慎重を期すと共に、販売・推奨を行う顧客層の適切な設定に関し販売会社との間で十分な議論を行うこととしております。 - また、方針 5 を受けた、情報提供の質と量による棲み分けと重要な情報のわかりやすい提供について取組状況と今後の方針についてまとめております。
(注 5)	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきである。	- 投資家の皆様に対しては、方針 5 および方針 6 に関連して、投資信託や金融全般のリテラシー向上に資する情報提供機会の充実に取り組んでおります。 - 役職員に対しては、方針 7 に関連し、各種研修やセミナーを通じて、コンプライアンス意識の醸成や社員の専門性の向上に取り組んでおります。
原則 7	金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。	- 方針 7 において、お客様第一の業務運営の継続的な向上を図るために、経営方針・経営計画を策定し、その達成をめざしている旨、また、個々の役職員が自らの業務分野でお客様の利益の極大化に貢献するよう、報酬・業績評価体系の最適化を図る旨を掲げております。 - また、運用会社としてフィデューシャリー・デューティーを果たすために、全役職員に対し、定期・不定期の研修等の取組みを継続的に行っています。
(注)	金融事業者は、各原則（これらに付されている注を含む）に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	方針 7 に関連した「お客様第一を徹底するための取組み」として、当社の経営方針や行動計画への理解を深め顧客マインドを浸透させると同時に、自らの行動を振り返るための研修会を、全役職員を対象に定期的実施しております。